

◇指定休日について

<市社協>

所属・職種名	
市社協事務局	土曜日を休日とする

<社会福祉研修・情報センター>

勤務場所（職種）	
社会福祉研修・情報センター （AB 勤務）	4週につき、4日、職員ごとに休日を指定する

<区社協> ※参考 区社協ごとに規程

勤務場所（職種）	
区社協事務局 （日曜休館、AB 勤務）	4週につき、4日、職員ごとに土曜日または平日に休日を指定する